

令和7年12月第6回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順 位	会派名	氏 名
1	香芝日本共産党	中井 政友
2	日本維新の会	清川 希代子
3	香芝市議会公明党	川畠 勝世
4	香芝市議会自由民主党	下村 佳史

一般質問

順 位	氏 名
1	小西 高吉
2	上田井 良二
3	福岡 憲宏
4	青木 恒子
5	富家 章裕
6	中山 武彦
7	野口 昌史
8	吉田 弘明
9	眞鍋 亜樹
10	川田 裕

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

会派 香芝日本共産党
議員 中井政友

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1, 非核兵器平和都市宣言について ①これまでの市の非核平和の取り組み ②今後の市の取り組みについて	市長 副市長
中項目	2, 公益通報について ①根拠と目的 ②県内の公益通報条例 ③調査、是正措置について ④第3者委員会の設置が必要でないか。	教育長 市長公室 市民環境部 教育部 子ども家庭部 その他、関係部局
※箇条書きで記入ください。	3, 産業廃棄物中間処理場の排水について ①本市の水質検査結果について ②水質検査の継続の必要性について	
	4, 五位堂・志都美小学校建て替え工事に伴う基本設計について ①どのように仕様書が出されているのか。 ②五位堂・志都美小学校の基本設計について ③いくつかの課題・問題点について ④市民の関与の可能性について	

1, 非核兵器平和都市宣言について

非核平和都市宣言の市としてあるべき姿が問われると思い、9月議会でのわが党の質問に重ねて質問させていただきます。

- ①これまでの市の非核平和の取り組みについて
- ②今後の市の取り組みについて

2, 公益通報条例について

9月市議会で他の議員が市の職員の通報をどのように扱われているのかと質問されました。回答は、市は公益通報についてR7年1月20日外部公益通報は、市長公室文書法制課、また同27日内部職員等の通報は、各部署や担当課と分けて要綱を定められている。特に改正が必要と考えるのは通報を取り上げるかの判断において、内部職員等の通報の判断を市の内部で行うという内容です。それでは、不十分で内部の通報を内部で判断するのは、公平性・透明性・信頼性にかけます。そして、基本的に外部からの通報であっても同じです。客観的な制度に改める必要があると考え質疑します。

- ①公益通報の根拠と目的について
- ②県内の公益通報条例の状況について
- ③調査、是正措置について
- ④第3者委員会の設置が必要でないか

3, 産業廃棄物中間処理場の排水について

県は「異常があれば検査する」(9/8 県環境森林部水・大気環境課課長の弁)6月20日1回の検査を実施。しかし1回のみの検査で終わるのでなく、継続しておこなう必要がある。市民の検査は、30回を超える様々な検査結果が出ており、その原因を究明し市民の生活や健康を守る責務が市にある。市の継続した監視、水質検査の必要性を伺う。

- ①本市の水質検査結果について
- ②水質検査の継続の必要性について

4, 五位堂・志都美小学校建て替え工事に伴う基本設計について

6月議会有利な国庫補助が受けられると提案され補正予算が成立。基本設計の仕様書をもとに設計されることになりました。保育・教育環境や実践上想定される課題、解決について教育委員会や教育部、子ども家庭部は、どのような議論の上で、どのように進めようとしているのかを伺う。

- ①どのように仕様書が出されているのかについて
- ②五位堂・志都美小学校の基本設計について
- ③いくつかの課題・問題点について
- ④市民の関与の可能性について

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 7年 12月 2日

質問者

会派 日本維新の会

議員 清川希代子

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 子どもたちの未来のための取組について (1)体験格差・教育格差について (2)教育バウチャー制度導入について (3)小中学校の給食費無償化と給食の質向上について	市長 副市長 教育長 教育部 市民環境部
中項目	2. 香芝市のシティプロモーションと市民参画について (1)カッティンググッズ製作について (2)サヌカイトとふるさと納税返礼品について (3)まちづくりパートナー制度について	その他関係部局
※箇条書きで記入ください。		

(要 旨)※できるだけ具体的に記入願いします。

1. 子どもたちの未来のための取組について

(1)体験格差について

近年、家庭の経済状況等により、子どもたちが得られる体験の質と量に大きな格差が生じています。体験の蓄積は学びの基盤や自己肯定感の形成に直結し、将来の進路選択にも影響を与えると考えることから、市として「体験格差」「教育格差」についての見解と解消に向けてどう取り組むのか等を伺います。

(2)教育バウチャー制度導入について

香芝市における教育バウチャー制度導入の可能性について、市の見解を伺います。

他自治体の先進事例もふまえ、実現、持続可能な制度設計等、対象学年の考え方、児童生徒への適用時の財政試算、体験格差・教育格差の是正への効果、市としての導入意義等を伺います。

また、これまで実施してきた子育て世帯の負担軽減策（小中学校等新入生の標準服無償化など）との位置づけや、制度化に向けた課題について等も伺います。

(3)小中学校の給食費無償化と給食の質向上について

国が令和8年度から全国一律に小学校の給食費無償化を予定していることを受け、本市の対応方針を伺います。

現行の給食費5,500円（保護者負担4,500円、市負担1,000円）に対し、まだ補助額は議論の最中であるが、例えば現時点での国の補助額4,700円との差額800円を本市が補助する見込みであるのか伺います。また、中学校において、広陵町と共同の給食センターで作られた同じ給食を食べている中、広陵町が3学期から小中学校の給食費無償化が決定したことや、国の補助が無い中学生の保護者への影響を確認します。

意見として寄せられている「給食の質向上」の要望に対する市の見解等を伺います。

2. 香芝市シティプロモーションと市民参画について

(1) カッシーグッズについて

新たに製作、販売していくカッシーグッズについて伺います。

グッズ製作の目的、種類・数量・販売価格、販売場所、PR 方法、イベントでの販売等について伺います。

また、これまで販売されていたカッシーグッズについて伺います。

カッシーグッズに関して、今後の展開、令和 8 年度に向けて市民参画の仕組みづくり等を伺います。

(2) サヌカイトについて

香芝市を代表する地域資源であるサヌカイトの魅力発信について、本市の取組と今後の方針性を伺います。

特に、ふるさと納税返礼品としての活用など、シティプロモーション及び地域経済活性化との連動策を伺います。

(3) まちづくりパートナー制度について

香芝市人材登録制度(まちづくりパートナー制度)の現状と活用状況について伺います。

市が求める専門人材の分野、登録者数、マッチング実績、市民参画の促進効果、課題、制度改善の方向性、今後の広げ方について確認します。

また、市民の声を聞くことは非常に重要であり、大切にすべきと考えます。

今回のカッシーグッズやサヌカイトに限らず、市の様々な分野と市民の連携はシティプロモーションにおいて、市民参画を促すためにも、まちづくりパートナー制度の活用促進等についても伺います。

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

会派 香芝市議会公明党

議員 川畠 勝世

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 香芝市の防災対策について ①避難所について ②備蓄品について ③防災訓練等について	市長 副市長 危機管理監 健康福祉部 その他関係部局
中項目	2. 帯状疱疹ワクチンについて ①高齢者の定期接種の概要と流れについて ②ワクチンの種類、その選択の割合等について ③ワクチンの効果と副反応等について ④対象外の高齢者の方の任意接種について ⑤帯状疱疹の予防について	
※箇条書きで記入ください。		

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 香芝市の防災対策について

全国的に災害が激甚化する中で、私たちは「いつ、どこで起きてもおかしくない」災害への備えを、改めて見つめ直す時を迎えてます。特に、大分市で起きた大規模火災や、南海トラフ地震に対する国の想定が繰り返し見直される状況の中で、市民の皆さまの大切な命と暮らしを守る備えは、一刻の猶予もありません。近年、全国で異常気象が頻発し、これまで経験のないような大雨や台風が相次いでおります。南海トラフ地震は、まさに「いつ発生してもおかしくない」とされています。奈良県は内陸でありながら、強い揺れや長期のライフライン停止が想定されており、香芝市でも備えの強化は待ったなしの課題であります。

地震と豪雨災害、複合的なリスクを同時に考えなければならない時代に入っていると強く感じます。日頃の備え、地域の連携、行政の迅速な体制整備によって、守れる命・守れる暮らしは必ずあります。特に、高齢者や障がいのある方、乳幼児を抱えるご家庭など、災害弱者とされる方々をどう守るかは、地域全体の大きな責任であります。本日は、その観点から、香芝市の防災体制について、いくつか質問をさせていただきます。

①避難所について

- ・災害時に安心して身を寄せられる避難所とするため、設備の充実による機能強化についての考えを伺う

②備蓄品について

- ・具体的な配置、管理体制になっているのか
- ・備蓄数とその備蓄数はどのように算出しているのか
- ・感染対策に必要な物資を備蓄されているのか

③防災訓練等について

- ・自治会や自主防災組織に加入していない方の防災訓練の場はあるのか
- ・個人向けの防災に関する啓発の取り組みについて

2. 帯状疱疹ワクチンについて

近年、身近な高齢の方々から「帯状疱疹になってしまい痛みがつらかった」「後遺症が長く続いて生活が大きく変わってしまった」こうした声を伺う機会が増えてまいりました。特に女性の場合、介護・家事・地域の役割など、多くの“担い手”を担っておられる方が多く、帯状疱疹を発症すると、その痛みだけでなく、生活のリズム全体に大きな影響が及びます。また、ご家族の介護やお孫さんの世話などをされている方にとっては、日常生活が立ち行かなくなるほど負担が大きくなるケースもあります。こうした声を受け、令和7年度から帯状疱疹ワクチンの定期接種が香芝市でも始まりました。制度の丁寧な周知や、実際の接種状況を把握し、市民の皆さまが安心して予防に取り組める環境づくりが重要だと考えます。帯状疱疹ワクチンの定期接種の概要と現状、そして今後、市民が希望すればしっかりと予防できる体制について、何点かお伺いいたします。

①高齢者の定期接種の概要と流れについて

- ・対象年齢、自己負担額、接種までの具体的な流れなど

②ワクチンの種類と、その選択の割合について

- ・ワクチンの種類と接種割合の現状について

③ワクチンの効果と副反応等について

- ・生ワクチン、不活化ワクチンの予防効果と副反応の発生状況について

④対象外の高齢者の方の任意接種について

- ・市としての考え方

⑤帯状疱疹の予防について

- ・日ごろの免疫力維持への啓発など

代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

会派 自由民主党香芝

議員 下村佳史

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 消防、防災について (1) 消防団について (2) 防災について	市長 副市長 危機管理監
中項目	2. 環境対策について (1) 廃食用油について	総務部 市民環境部 都市創造部
※箇条書きで記入ください。		

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 消防、防災について

(1) 消防団について

- ①香芝市消防団における団員数の推移について
- ②女性の団員数の推移について
- ③女性の団員の活動について
- ④女性の団員の分団化について
- ⑤消防操法大会について

(2) 防災について

- ①国の新しくなる防災気象情報について
- ②現行の防災気象情報の課題について
- ③改善策について
- ④他の公表予定の変更について
- ⑤香芝市河川等監視システムについて

2. 環境対策について

(1) 廃食用油について

- ①廃食用油の回収方法について
- ②廃食用油の回収量の推移について
- ③回収した廃食用油の利用方法について
- ④今後の廃食用油の回収について
- ⑤今後の廃食用油の回収啓発について

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

議員 小西高吉

香芝市議会議長

筒井寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 産科・小児科の誘致について (1) 中和医療圏での病床数の確保が難しいとのことだったが、その後の状況は (2) 移転される香芝旭ヶ丘病院に産科・小児科の設置についての要望を継続することだったが、現在の状況は	市長 副市長 教育長 健康福祉部 教育部
中項目	2. 中学校部活動地域移行について (1) 来年4月から地域移行が実施されるが、状況は (2) 平日と休日との部活動の連携は (3) 生徒・保護者の理解は (4) 費用負担は (5) 抱点校（合同チーム）の考えに変更は (6) 部活動コーディネーター設置の考えは	
※箇条書きで記入ください。		

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 産科・小児科の誘致について

(1) 中和医療圏での病床数の確保が難しいとのことだったが、その後の状況は

①3月議会一般質問で、産科・小児科の誘致において、中和医療圏での病床数の確保が難しいとの答弁があったが、その後の状況は

②市内で妊産婦を受入れる施設が1施設となり、本市の出産の係る受診状況は県に伝えているのか

③奈良県に直接、訪問した結果は

④奈良県保健医療計画において定められている基準病床数に、診療科目別の配慮はないのか

(2) 移転される香芝旭ヶ丘病院に産科・小児科の設置についての要望を継続することだったが、現在の状況は

①前回の一般質問では、移転する香芝旭ヶ丘病院に産科や小児科の設置について要望を継続するとの答弁があったが、現在の状況は

②産科・小児科誘致に対する市長の考え方・思いは

2. 中学校部活動地域移行について

(1) 来年4月から地域移行が実施されるが、状況は

①他の市町村の進捗状況は

②香芝市の進捗状況は

(2) 平日と休日との部活動の連携は

①平日は学校部活動、休日は地域クラブとの連携は

(3) 生徒・保護者の理解は

①生徒・保護者に理解頂いているのか

(4) 費用負担は

①費用負担の県・市の補助の考えは

②スポンサーを募る考えは

(5) 拠点校（合同チーム）の考えに変更は

①ガイドラインに無い拠点校を実施したが、方向転換する考えは

(6) 部活動コーディネーター設置の考えは

①スムーズに進めるために、部活動コーディネーターを設置するべきだと考えるが市の考えは

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月 2日

質問者

議員 上田井 良二

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 巨大地震発生時の市の備え等について ①被害想定と初期対応 ②備蓄品の保管や市民周知 ③応援協定について ④災害対応移動式設備 ⑤市所有地の災害発生時活用について ⑥仮設住宅設置の考え方 ⑦防災訓練についてを再確認	市長 副市長 教育長 危機管理監
中項目		
※箇条書きで記入ください。		その他 関連部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1-①巨大地震発生時の被害想定（地震規模・死者や行方不明者数など）についての再確認と職員の初期活動についての基準等について伺う

②各備蓄品の市民への周知状況や現在の保管場所等を聞く

③これまでに協定してきた災害時応援についての現況と今後について確認する

④災害時利用の移動式設備の配備（購入）状況と今後の予定を聞く

⑤現在空地となっている市の所有地について災害時利用の考え方を確認

⑥仮設住宅の設置計画はどのようにになっているのかを伺う

⑦これまでに質問を行ってきた防災訓練について改めて市の考えを聞く

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 7年 12月 2日

質問者

議員 福岡憲宏

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 全国学力・学習状況調査 1)結果の公表について	教育部
中項目 ※箇条書きで記入 ください。	2. 魅力ある職場づくり 1)職員研修について 2)管理職員継続研修到達度確認試験について 3. 市民環境 1)ゴミ減量について 2)自己搬入について 3)収集センター備品購入について	市長公室 市民環境部 教育部 総務部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 教育は香芝の未来を築く基盤であり、地域全体が一丸となって子どもたちの学びを支えていかなければならないと考えております。学力向上は、単にテストの点数を上げるだけでなく、子どもたちの自己肯定感や問題解決能力を育むことにもつながります。子どもたちが将来さまざまな分野で活躍することで、香芝の魅力が増し、外部から的人材や投資を呼び込む要因にもなります。したがって、子どもたちの学力向上に取り組むことは、香芝の未来を明るくするための鍵と言えます。

- ・香芝市の点数について
- ・各学校の順位や点数を公表しない理由について
- ・各校長へも結果を伝えない理由について
- ・誤答からの学習改善について

2. 職員のやりがいを感じる職場を実現することは、市役所全体のモチベーション向上につながります。職員が自分の仕事に誇りを持ち、充実感を感じることで、より積極的に業務に取り組むようになり結果として、職員一人ひとりが市民に対するサービスの質を向上させる意識を持つようになるのではないかでしょうか。

また、やりがいのある職場環境は、職員のコミュニケーションやチームワークを促進し、新たなアイデアや改善点が生まれやすくなります。これにより、市民のニーズに迅速に応えることができ、より良いサービスを提供できるようになると考えております。

1)職員研修

- ・今年度の中途退職者の状況と課題について
- ・市民とのコミュニケーション能力を向上について
- ・管理職への研修について
- ・現在の研修プログラムについて
- ・インターンシップ、メンター制度について
- ・他の自治体の成功事例を参考にすることについて
- ・職員の意見を反映させるための仕組みについて

2)到達度確認試験

- ・到達度について

第3条の2『到達度確認試験の合否は、市長が別に定める基準により市長が決定する。』

- ・合否基準について

第4条『到達度確認試験の結果は、全職員に開示するものとする。』

- ・結果の公表について

3. 年末年始の寒い中、早朝から市民のためにゴミ回収を行ってくださる職員の皆さん事業者の皆さんに心から感謝申し上げます。年末の整理や新年の準備にあたって、リサイクルや再利用を意識し、無駄なゴミを出さないような少しの配慮で、香芝市全体の負担も減るはずです。

1) ゴミの減量

- ・ごみの分別について
- ・生ごみ減量機の助成制度について
- ・ええもんクルっとコーナーについて
- ・小中学校における環境授業について
- ・給食の生ごみ減量について
- ・給食の残食について
- ・マイケース、マイボトル推奨について
- ・ごみ収集量の増減
- ・プラスチック等今後の収集の方向性について

2)ゴミの自己搬入

- ・市役所への申請について
- ・美濃園での自己搬入申請の受付について

3)収集センター備品購入(開示請求した参考資料を添付)

- ・随意契約の備品約43万円について
- ・決算書の掲載について
- ・入札の金額条件について
- ・R6年度9月補正予算書 p 10 民生費 備品購入費267万円について

決算日 年 月 日

支出負担行為書(委託)

令和6年度(現年)

一般会計-02-01-04-17

下記のとおり支出負担行為をしてよろしいですか					所 属 0101301500-0000 管財課
管理番号 会 計	044314 001	簡略コード 一般会計	019562	整理番号 32	起 票 年 月 日 令和7年2月7日
予 算 算 事 業 科 節 目 細 節 細々節	02 01 04 050200000 17 01 001	款 項 目 0 0 0 0 0 0 0	總務費 總務管理費 財産管理費 行政財産管理事務 備品購入費 備品購入費 施設用備品		契 約 日 令和7年2月14日 執 行 同 番 号 (000531)
執行状況	予 算 現 額	34,142,000 円			
	予 算 配 当 額	34,142,000 円			
	支 出 負 担 行 为 済 額	30,505,766 円			
	支 出 命 令 济 額	659,021 円			
	予 算 配 当 残 額	3,636,234 円			
	予 算 残 額	33,482,979 円			
内 容	香芝市収集センター(廃棄物対策課) 備品調達				
	摘要				金 額
					円
	別紙摘要内訳書参照				円
					円
					円
支 出 区 分	通常払	計			430,650 円
金 額	消費税額(不課税)				円
	合 計 額				430,650 円
履 行 期 間	自 令和7年2月14日 至 令和7年3月31日	履 行 场 所			収集センター
債 権 者	639-0242 奈良県香芝市北今市 [REDACTED]	(16322)			
契 約 方 法	随意契約				
支 払 計 画		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

この文書は、香芝市情報公開条例
に基づき開示又は部分開示された
行政文書の写しです。

奈良県香芝市

命令日 年 月 日

摘要內訛書

1 頁

この文書は、香芝市情報公開条例に基づき開示又は部分開示された行政文書の写しです。

奈良県香芝市

摘要內訛書

摘要內訛書

1 頁

この文書は、香芝市情報公開条例に基づき開示又は部分開示された行政文書の写しです。

奈良県香芝市

命令日 年 月 日

摘要內訛書

1

この文書は、香芝市情報公開条例に基づき開示又は部分開示された行政文書の写しです

奇思妙想

摘要內訳書

摘要内訳書

1 頁

この文書は、香芝市情報公開条例に基づき開示又は部分開示された行政文書の写しです。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

議員 青木恒子

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 市民に開かれた香芝市政をめざして ・二元代表制 ・市長部局と教育委員会の関係 ・職員の人事について ・報道の在り方	市長 市長公室長
中項目	2. デマンド乗り合いタクシーの値上げについて ・なぜ今、物価高騰、市民の暮らしが困難な中の 値 上げなのか ・200円から500円値上げの根拠 ・70歳以上一人当たり5000円無料補助制度 の検討の進捗度	都市創造部
※箇条書きで記入 ください。	3. 小・中学校校舎内の防犯カメラ設置について ・子どもや教育現場の声は聴いてきたのかどうか ・学校運営協議会などで審議してきたのかどうか ・教育理念上防犯カメラ設置による子どもへの影 響はどう考えているのかどうか	教育長 教育部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 市民に開かれた香芝市政をめざして

大項目 1 市民に開かれた香芝市政について

中項目 1. 二元代表制について

- 二元代表制についての市長見解
- 市長と議会の関係の認識は
行政監視 緊張関係
- 行政への議員からの資料請求の遅れが及ぼす影響について
9月19日に資料請求した案件
総合教育会議の議事録
いじめ不登校審議会議事録
- 市長と教育委員会との関係の認識について
合議体である教育委員会での審議の尊重について
香芝市いじめ予防等のための基本方針
防犯カメラ設置 予算のみ教育委員会で報告
スクールバス 顔認証システム導入
こども議会 冷水器・体育館空調整備
関屋幼稚園休園 志都美幼稚園休園の今後
ラーニング制度導入のプロセス
自習室のプロセス 当初予算
デジカメ購入 当初予算

中項目 2. 職員の人事異動について

- 人事異動についての市長の見解
- 職員数について香芝市は他市と比較して充足しているのかどうか
- 市民対応の窓口は市民生活に安心をもたらすところと考えるが現在の課題をどう認識されているか

中項目 3. 報道・広報の在り方について

- 議会で予算化されていないのに報道するのは議会軽視ではないか

大項目 2 デマンド乗り合いタクシーの値上げの見直しについて

- 2015年デマンドタクシーが本格運用されたがその経過や目的
- 物価高騰で国民年金を利用している高齢者に対して、なぜ今200円から500円に値上げするのか
- 利用料の値上げの理由は一部の人の利用回数が多く、他の人の予約が取りにくいためと市からの説明がありました。値上げすることによって多くの人が利用し、予約が取りやすくなるのかどうか。

・高齢者が増えていく傾向を把握している中で、なぜ試行実証をしなかつたのか。審議が不十分ではないか。

・70歳以上に500円無料補助制度導入との見解だが、十分な説明もない中4月実施は拙速ではないか。

大項目3 小学校・中学校校舎内の防犯カメラ設置計画について (例 香芝中学校校内に48台設置予定)

- ・防犯カメラ設置の目的は何か
- ・臨時議会質問で関屋小学校へのスクールバスに顔認証カメラ設置の今後の検討はどうなっているか
- ・小学校10校・中学校4校設置すればその予算は
- ・全国の事例は何処を参考にしているのか
- ・何がきっかけで防犯カメラ設置に至ったのか
- ・校舎内の防犯カメラ設置についていつの教育委員会で審議されたのか
- ・地域に設置している学校運営協議会の目的は何か
- ・学校運営協議会で審議されたのかどうか
- ・今後香芝市では、子どもの権利条令を策定していくわけだが権利の主体者である子どもに 防犯カメラ設置について意見を聞いたのか
- ・教育理念上防犯カメラを設置した時の子どもへの影響をどう考えているか

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

議員 富家 章裕

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針について (1)基本方針について (2)民営化について (3)保育ニーズと運営費について	市長 副市長 総務部 子ども家庭部
中項目		
※箇条書きで記入ください。		その他 関連部局

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針について

本市では、将来の公立幼稚園・公立保育所等のあり方を示すものとして「香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」が令和元年7月に策定され、令和5年3月に改訂されました。しかしその後、人口構成や就園ニーズの変化に加え、一部地域では新たなまちづくりの計画が進み、幼児教育・保育の無償化やこども誰でも通園といった国の制度・議論も進むなど、当時の前提条件から状況が大きく変化しています。

これまでの経過を尊重しつつ、現状とのギャップを丁寧に「整理」し、時代に合った内容へアップデートしていくことが必要だと考えます。その際、単なる統廃合にとどまらず、保護者や地域が納得できる就学前教育・保育の「未来予想図」を示すことが重要であるという観点から、以下の点について質問します。

(1) 基本方針について

- ①主旨
- ②アンケートの目的
- ③最も重要視したアンケート項目
- ④需要度が高いと考える施設類型
- ⑤特色ある取組

(2) 民営化について

- ①民営化が望ましいとされた施設とその理由
- ②民営化のメリット・デメリット

③民営化の賛否

(3)保育ニーズと運営費について

①保育ニーズの推移と保育提供体制の確保

②最大想定定員

③制度改正の影響

④公立・私立の運営費の比較

以上

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

議員中山武彦

香芝市議会議長

筒井寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1 子ども政策について (1) 子どもに関する条例について (2) 子どもの具体的な権利について (3) 子どもの権利擁護について	市長 副市長 教育長
中項目	2 心の健康相談について 心の健康相談室について	市長公室 市民環境部
※箇条書きで記入ください。	3 終活支援について 身寄りのない方に寄り添う支援策について	健康福祉部 子ども家庭部 教育部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 (1)

香芝市では、令和7年3月、誰一人取り残さない社会を実現するため、「香芝市こども計画」を策定された。自治体の子ども計画の策定自体、子ども基本法には、努力義務として規定されているが、令和6年6月議会の質問の中で、子ども・若者施策を取り上げ、その策定を求めたところである。香芝市こども計画の基本理念は、「子ども・若者をまんなかに、みんなでつくる未来のまち香芝」であり、基本目標の一つ「こどもがのびのび育つまちづくり」を踏まえた基本施策として、子どもの権利に関する啓発がうたわれ、具体的な事業として「子どもの権利条例」の制定及び啓発が明記されている。香芝市が制定を目指している条例は、子ども権利条約の理念に基づき、子どもの権利の尊重、子どもにとっての最善の利益を図ることを目指す内容になるものと考える。また、基本施策の事業は、香芝市が、令和2年3月制定した「人権尊重のまちづくり条例」の推進に関わる内容でもあり、子どもの人権を含む様々な人権問題の解決を目指すことや、人権教育、啓発等を総合的に推進することについて、これまで以上に進むものと考える。そこで、まず、子どもの権利の啓発に関する事業を進めるにあたり、「人権尊重のまちづくり」と「人権教育の推進」の取り組みについて、現状を質問する。そして、今回、子どもに関する条例の制定を目指すこととなった経緯、条例制定の意義や背景、また、制定作業について、具体的にどのように進められる予定なのか、さらに、内容等を質問し、市長に対し、条例制定で目指す政策効果について考えを質問する。

(2)

子ども基本法には、子ども権利条約に定められる一般原則（生命、生存及び発達に対

する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）が理念として踏まえられ、子ども施策として、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援等々が規定されている。香芝市が目指す子どもに関する条例を制定する意義を考えれば、条例の規定の中に、学校教育に関する具体的取組が明記される必要があると考えるが、規定がされなくても、子どもの権利に関わる教育行政の諸課題の解消も、子どもの施策と一体的に講ずべき施策であると考えられ、子どもの教育を受ける権利、学習権の保障との関連で取り組むべきものと考える。

そこで、子どもの具体的な権利に関して、学校現場における「いじめ問題」について質問する。いじめは、子どもの生命、生存及び発達に関する権利を侵害する行為で、子どもの最善の利益を保障に反するものでその対策は急務である。最近の認知件数の増加が懸念されるため、香芝市のいじめの認知件数の推移等の実情、現在の対応状況、今後の取り組みについて質問する。また、同じく「不登校」について、子どもの学習する機会を保障する観点から十分な支援が必要であるため、香芝市の不登校の現状と支援の実情、今後の取り組みについて質問する。

（3）

子どもに関する条例の制定を目指すにあたり、香芝市として、子どもたちの権利を守り保障する責任体制を構築することが必要と考える。コロナ禍から子どもや若者の自殺が増加し、児童虐待も増えているなど、問題が山積しており、改善策が見えない。このため、子どもの権利に関する認識の低さ、子どもや若者が尊重されない、意見も聞かれない状況を改善していくための体制強化が重要と考える。香芝市は関係機関と連携して、権利救済を行う機関の設置などを条例に盛り込んで取り組む必要があると考える。香芝市の取り組みを質問する。

2 心の健康、精神疾患の支援について、以前、市議会の質問で取り上げたとおり、一生のうちで精神疾患になる方は5人に1人いるとの研究があり、ストレス社会の現代では、誰もが心の健康を損なうリスクがあるものと考える。日常的に、悩みの相談については、家族や友人知人等に相談される、いわゆる普通の相談が、一般的にそれぞれなされているものと思われる。しかしながら、心の健康を損なった場合など、症状が重い場合には、専門家のカウンセリングや精神科医の診察を受け、治療することが重要と考える。心の健康に関して、香芝市の支援について、現在の事業内容等、効果について質問する。

3 以前の質問でも取り上げているとおり、国立社会保障・人口問題研究所が昨年4月に発表した将来推計では、65歳以上の単身高齢者数は2020年の738万人が2050年には約1.5倍の1084万人になると予測されている。単身高齢者に占める未婚者比率も上昇し、2020年の33.7%から2050年には59.7%に急増すると予測され、今後は、配偶者も子供もいない未婚の単身高齢者の増加に伴い、身寄りの少ない高齢者が増加していくものと推察される。

市の高齢者福祉計画によれば、香芝市も高齢化が進みつつあり、一人暮らし世帯と配偶者との二人暮らし世帯が増加している傾向から、今後、単身高齢者数が増加していくものと思われる。単身高齢者は、一般に、家族や地域コミュニティとの接触が少くなりがちで、社会的孤立に陥る傾向が高いと思われ、日常的な支援はもとより、緊急時に

必要な支援を受けることが難しいと思われる。このため、日常的な支援や入院時、入所時などの身元保証、死亡後の対応等々、身寄りのない方が抱える諸課題について、行政が支援の体制を整備する必要があると考える。

昨年と今年の議会質問で、身寄りのない方が亡くなった際の、相続や葬祭に関する実情を伺い、香芝市の葬祭扶助制度の手続きにおける申請者の負担軽減策を求めるとともに、今後は墓地埋葬法9条の適用で市が直接埋火葬する事例もありうることから、課題や手続き等についての調査研究を進める旨のお願いしてきた。また、最近の傾向として、「終活相談」と言われる、人生最終段階における悩みの相談が注目されており、単身高齢者の中には、生前から死亡後の手配をしておきたいとの切実な思いがあると聞いており、このような課題に対する市の相談窓口について質問してきたところである。

先日、委員会視察において、横須賀市の担当者の説明の中で、近年の傾向として、引き取り手のないご遺骨が急増してきていることや、墓地埋葬法の適用による自治体実施の火葬が、1. 2%程度あること、また、身元が分かっても身寄りのない方が亡くなつた場合に、墓地埋葬法の適用で火葬すると、市民自身の信教の問題を無視することになることから、生前本人が望まれていた納骨等が果たされないで個人の尊厳が損なわれてしまうとの指摘があった。そのため、横須賀市では、できるだけ墓地埋葬法を適用しないで済むように、生前から全市民を対象に終活情報を登録できる制度の創設や、生前から市民が希望する形が実現できるよう、より踏み込んだ伴奏型の支援制度を設けているとのことであった。

香芝市においては、身寄りのない高齢者が今後増加していく可能性も考えれば、墓地埋葬法の適用事例も念頭に準備を進めていくとともに、あわせて、市民の生前からの希望に応えられるよう、より市民に伴奏する型での支援策も視野に入れ、体制整備を検討する必要があるものと考える。そこで、あらためて香芝市の対応状況を確認するとともに、身寄りのない方に寄り添う支援策について質問する。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和7年12月2日

質問者

議員 野口昌史

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1、サヌカイト工房跡調査から香芝市の魅力アップへ (1) 鶴峯荘第一地点遺跡調査の概要について (2) 二上山北麓遺跡群の位置づけについて	市長 副市長
中項目	(3) 発信戦略について (4) 二上山博物館の役割と活用・取り組みについて (5) 総合的な整備と観光資源化について (6) 総合的政策の提案	教育部 市民環境部 その他 関連部局
※箇条書きで記入ください。		

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

本年11月から、香芝市内においてサヌカイト工房跡の発掘調査が開始されました。サヌカイトは、旧石器時代から弥生時代にかけて、石器の材料として広く利用された火山岩であり、二上山は日本有数のサヌカイト産地として知られています。今回の調査は、単なる遺跡の確認にとどまらず、古代における石器生産の実態を解明する上で、全国的にも注目される学術的価値の高いものであります。しかしこの調査の意義は、学術的価値だけにとどまらないと考える。この調査を契機として、香芝市が持つ「日本有数の石器生産拠点」としてのポテンシャルを再認識し、文化財保護、博物館活用、観光振興、環境保全、そして市民参加を統合した、総合的なまちづくり戦略を構築する。そのことによって、香芝市が唯一無二の魅力を持つまちとして、市民の誇りとなり、全国から人が訪れる、そのような未来を切り拓くことができるのではないか。このような視点から、サヌカイト工房跡調査を起点とした、香芝市の魅力向上・地域ブランディングについての市の見解を伺う。

まず今回の発掘調査によって明らかになる史跡としての価値について確認する。二上山北麓遺跡群は、数万年にわたる石器生産の歴史を物語る、全国的にも稀有な文化財であり、この価値を正しく認識することが、全ての施策の出発点となる。

(1) 鶴峯荘第一地点遺跡調査の概要について

- ① 1月から始まったサヌカイト工房跡の発掘調査について、その概要と、調査に至った経緯について
- ② これまでの二上山北麓における発掘調査の実績について
- ③ 今回の調査との関連性について、どのような位置づけになるのか

(2) 二上山北麓遺跡群の位置づけについて

- ④ 「二上山北麓遺跡群」についての重要性の認識について
- ⑤ 市の文化財政策、まちづくり政策の中で、今後観光拠点としてどのような位置づけで考えておられるのか
- ⑥ 二上山北麓遺跡群の保護について市教育委員会の見解について

次に、この価値をどのように市民や全国の方々に伝えるか、その発信戦略について伺う。学術的な説明だけでなく、人々の心に響く「物語性」を持たせることが重要であると考える。サヌカイトは、文字が生まれる遙か以前、旧石器時代から弥生時代にかけて人類の生活を支えてきた石であり、当時の人々がこの石を選び、叩き、道具を作り、生活を営んだ、その全ての営みを見てきた存在である。言い換えれば、サヌカイトは「石の記憶」として、文字のなかった時代の人々の生き様を今に伝える、唯一の証言者であるとも言える。

(3) 発信戦略について

- ⑦ 「石の記憶」を軸とした発信戦略について、市としてどのようにお考えか
- ⑧ 市民参加型の「石の記憶」継承の取り組みを検討する考えはあるのか

価値の発信において中核的な役割を担うのが、二上山博物館である。博物館は単なる展示施設ではなく、市民が歴史を学び、誇りを育む拠点であり、また観光客を惹きつける情報発信の場でもある。その現状と今後の展開について伺う。

(4) 二上山博物館の役割と活用・取り組みについて

- ⑨ 二上山博物館の役割について、市としてどのように位置づけているのか。また、遺跡等の調査の成果を始めとする文化資源を、二上山博物館でどのように市民に還元・活用されているのか
- ⑩ 二上山博物館の最近の利用状況について
- ⑪ 二上山博物館における遺跡出土品等の文化資源の学校教育での活用について
- ⑫ 市教育委員会の遺跡の保護に関する取り組みについて
- ⑬ 過去にどのようなシンポジウム等が開催され、どのような成果があったのか、その実績について
- ⑭ 今後の取り組み方針について

(5) 総合的な整備と観光資源化について

- ⑯ 近年、歴史、文化を軸とした観光、いわゆる「文化観光」のニーズが高まって
いる。二上山博物館を訪れた方が、本市の他の観光地に足を運んでいただければ、
本市のさらなる観光振興につながると考えるが、市の見解は
- ⑰ どんづる峯では、住民主体で清掃活動や環境整備を行っている団体があると伺っ
ているが、そのような活動を支援する施策として、香芝市ではどのようなことを
されているか
- ⑱ 令和7年度の環境保全や文化財保護の活動に対する支援について

(6) 総合的政策の提案

ここまで、サヌカイト工房跡調査を起点として、史跡としての価値確立、博物館の活用、観光振興への展開、市民参加、そしてどんづる峯を含む一体的整備と環境保全まで、多岐にわたる論点を提起してきた。これらは一見、異なる政策領域にまたがっているよう見えるが、実は、全て「美しい二上山麓を守り、活かし、次世代へ継承する」という一つの大きな目標に収斂するものである。

しかし現状では、それぞれの政策領域で所管が分かれており、統合的な政策展開が困難な面があると考える。また、市では現在、景観法に基づく景観計画を検討されていると承知しているが、景観法は主に建築物の外観規制に重点があり、「届出・勧告」という手続きで強制力に限界がある。さらに、用途そのものの規制は困難であり、文化財保護や環境保全といった多面的な要素を包括的に扱うには不十分である。そこで、景観法と保全条例を組み合わせることで、より実効性の高い保全体制を構築すべきと考える。景観法が「色や形を周辺と調和させる」という外観規制にとどまるのに対し、市独自の保全条例であれば、以下のような仕組みを構築できる。

第一に、事前協議制度の創設。大規模施設について、計画段階で市長との協議を義務付けることで、問題を未然に把握できる。

第二に、総合的な影響評価の義務付け。文化財、景観、環境、交通への影響を一体的に評価する制度を設け、単なる外観だけでなく、史跡や自然環境への総合的な影響を審査できる。

第三に、審議会による専門的審査。専門家や市民代表で構成される審議会の意見を聴く手続きを設けることで、客観的で透明性の高い判断が可能になる。

第四に、市民参加の保障。周辺住民への説明義務や意見聴取を条例で明確化し、「住民が主役のまちづくり」を制度として担保する。

これらを景観法の規制と組み合わせることで、外観規制、総合的評価、市民参加という多重の防御網が構築され、二上山麓の歴史的環境を実効的に保全できる。

もちろん、条例の制定には法的整合性の検証、市民・事業者との調整、議会での審議など、相応の時間と手続きが必要であることは承知している。しかし、今こそサヌカイト工房跡調査という機会を活かし、二上山麓の価値を再認識し、統合的な保全の仕組みを構築する絶好の時期ではないでしょうか。

以上の理由から、文化財と環境、観光と教育、行政と市民、これらが有機的に連携し、「美しい二上山麓」を次世代に継承するための法的基盤として、「二上山麓総合保全条例（仮称）」の制定の検討を要望する。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 7年 12月 2日

質問者

議員 吉田 弘明

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	(1)大切な人材を活かす職場づくり～市長の矜持Ⅲ ①人事異動の多さ、管理職の離職について (2)日本での外国人問題について ①外国人の処遇について ②香芝市における外国人について ③外国人コミュニティについて ④学校教育における外国人との共存 (3)関屋 大阪樟蔭跡地問題について ①これまでの経緯、退去について ②当該施設の香芝市としての利活用について	市長 副市長 教育長 市民環境部 都市創造部 市長公室 総務部 教育部 健康福祉部 子ども家庭部
中項目		
※箇条書きで記入ください。		

(1)大切な人材を活かす風通しの良い職場づくり～市長の矜持Ⅲ

① 人事異動の多さ、管理職の離職について

- ・4月から10月まで毎月のように人事異動が発令されているが何回目か？
- ・辞めていく管理職、再任用するも途中退職する元管理職、他自治体へ再就職する職員についてどのように考えているのか。
- ・SNS上で退職された管理職が投稿している。感想を伺いたい。
- ・大切な人材を活かす風通しの良い職場づくりについての方策

(2)日本での外国人問題について

★外国人との共生、地域社会づくりを目的とした議論が国会でも繰り広げられている。

戦前戦後の在日外国人、以降多国籍の人も増加している。一方で様々な国策により、本人や家族が日本で在住している。

またインバウンドの増加や、政治的問題による集住などの問題も顕在化している。

外国人との共生には必ず、相互理解が必要であり、国策による在住は制度を作った側の日本国として責任がある。

香芝市において「外国人との良い共生と地域社会づくり」をする為に質問をする。

① 外国人の処遇について

- ・ある年の1月1日に来日した特定技能外国人Aさんの処遇について
初年度に支払う住民税は？
- ・3年後の年末に自国へ帰国した場合、初年度の住民税などの回収について。
- ・初年度の外国人は住民税非課税なのか。
- ・国や自治体から支給される給付金は対象者か。
- ・生活保護についての香芝市の立場は。
- ・日本人が海外で生活保護や国の支給されるもので受け取れるものはあるのか。
- ・憲法で生活保護の条文はあるか。
- ・国民とは日本人と考えられるが外国人は含まれているか。
- ・宗教的な理由で土葬、または土葬墓地に対応できるのか。

② 香芝市における外国人について

- ・外国人は来日後いつ住民登録するのか？
- ・外国人の内訳、既存の在日、留学生、特定技能外国人、経営管理ビザでの在留は何人。
- ・特定技能外国人の技能1号と2号の内訳は。
- ・技能実習生は何人いるのか。
- ・就業分野別に把握できているのか。医療、福祉、介護、生産、農業など
- ・実習生が支払う税金。
- ・年金の加入義務と実態について
- ・健康保険の加入義務と実態について
- ・経営管理ビザとは何か。
- ・香芝市内の民泊はどのくらいあるのか。
- ・ペーパーカンパニーは見当たるか。
- ・在留資格期間は。永住への近道か。

③ 外国人コミュニティについて

- ・日本各地域の外国人コミュニティには何があり、奈良県内、香芝市内では何があるか。
- ・それらの主な活動や成果は？
- ・外国人技能実習生、特定技能者らのコミュニティはどんなものがあるのか。
- ・企業や帰属先に全て頼り切っているのではないか。
- ・在留管理をしっかりとしていく必要がある

④ 学校教育における外国人との共存

- ・一神教と多神教（日本）の教育上での課題とは。
- ・教育行事で、クリスマス、国歌斉唱、学制服での課題は。
- ・学校給食について・・宗教的や体質など、どこまで対応できるのか。
- ・言語の問題について・・出身各国の言語の対応の仕組みは。
　　市役所での窓口対応、通訳、サイン
　　外国人用のリーフレットなどはあるのか
- ・外国人教育について・・外国籍の子供は義務教育の対象なのか。

義務教育下の外国籍の児童は何人いるのか。

追加予算について・・・ 個別対応は大変であるが予算亭措置は必要ないのか。

(3) 関屋 大阪樟蔭跡地問題について

① これまでの経緯、退去について

- ・大学の設置から退去に至るまでの経緯。
- ・該当地の規模、特性（市街化区域、調整区域）
- ・利活用における香芝市と県の役割はどうか。

② 当該施設の香芝市としての利活用について

- ・施設を利活用するに向けた、利用目的や考えられる事業分野は。
- ・国からの補助金との関係で縛りなどはあるのか
- ・放置することによる香芝市の課題、問題は。
- ・都市開発や住宅開発などの可能性は。
- ・香芝市において保有施設の老朽化が目立ち、大型補修や新設など検討する時期である。どのようなものが想定されるのか。
- ・奈良県内で大学など廃校になった施設の利活用例は。
- ・香芝市に対して、民間企業や団体などから利活用計画の打診はあったのか。
- ・あった場合は、なぜ進捗していないのか。
- ・無い場合は、まったく誘致活動をしなかったのか。
- ・仮に無償譲渡されるなら、何を創造できるのか。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 7年 12月 2日

質問者

議員

眞鍋 亜樹

香芝市議会議長

筒井 寛様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	1. 民法改正（共同親権）施行を見据えた市全体の体制整備について (1) 法改正の趣旨の理解と周知について (2) 「子ども権利条例」策定における位置づけ (3) 親子交流支援事業の重要性と必要性 (4) 入園・退園手続における両親署名の必要性 (5) 戸籍届出のチェック欄運用改善と活用 (6) 父母の学校行事参加について (7) 教育委員会としての統一基準の必要性 (8) 子どもの意見表明権を尊重する仕組み (忠誠葛藤・片親疎外などの心理的影響への理解)	市長 副市長 教育長 子ども家庭部 健康福祉部 市民環境部 都市創造部 教育部 その他関連部局
中項目	2. 公共交通の再構築と福祉連携による移動支援の強化について (1) デマンド交通の料金改定について (2) 公共交通全体の方針について (3) 移動困難者への支援について (4) 公共交通と福祉の連携について	
※箇条書きで記入ください。		

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 民法改正（共同親権）施行を見据えた市全体の体制整備について

2024年5月に成立した民法等改正法により、離婚後の共同親権が新たに導入され、2026年4月1日に施行される。これより、父母には「子の最善の利益を確保するために協力する義務」が明確に規定された。この法改正は、教育・福祉・子育て支援・戸籍事務など、自治体が担う広範な分野に直接関わるものであり、本市としても早期に体制整備を進めることが求められる。一方、本市では「子どもの権利条例」の策定を進めており、すべての子どもが健全に育ち、意見が尊重され、家庭・学校・地域の中で安心して成長できるまちづくりを目指している。この二つの改革は、いずれも「子どもの最善の利益を中心据える」という点で方向性が一致しており、教育部門・福祉部門・市民課（戸籍）など、府内横断の協力体制のもと、共同養育に対応した実務運用や支援の在り方を整えることが不可欠である。以上の観点から、改正民法の趣旨と子どもの権利条例の策定を踏まえ、本市としての体制整備の方向性について伺う。

2. 公共交通の再構築と福祉連携による移動支援の強化について

本市では、デマンド交通の料金改定やコミュニティバスの運行改善・拡充を進め、公共交通の持続可能性と利便性の向上を図ろうとしている。しかし、これらの取組が、市全体としてどのような方向性のもとに再構築されようとしているのか、市民にはその全体像が見えづらい現状がある。まずは、本市としての方向性やねらいについて伺う。

一方で、高齢化の進行に伴い、公共交通だけでは十分に支えきれない移動困難者への対応も求められる。外出が難しい方々の実情を最も把握しているのは福祉部門であり、公共交通の整備と福祉的な支援は、本来一体的に捉えていくことが重要である。本市として、交通と福祉が連携し、地域全体で移動を支える体制をどのように構築していくのかが問われている。以上を踏まえ、本市の公共交通政策の再構築の方向性と、福祉部門との連携による移動支援体制の強化について伺う。

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 7 年 12 月 2 日

質問者
議員 川田 裕

香芝市議会議長

筒井 寛 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目	(1) 旭ヶ丘特定土地区画整理事業の換地処分等の効果検証について ①旭ヶ丘ニュータウン等の人口増加数 ②人口増加による税収増加額 ③人口増加による利便性等向上の投資額	(1) 担当者
中項目	(2) 二上駅北側ロータリーの停車スペース拡大について ①近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画の内容 ②二上駅北側ロータリーが縮小している趣旨 ③他の駅前整備との比較	(2) 市長 副市長
※箇条書きで記入ください。	(3) 香芝市スポーツ公園プールの償還等について ①プールの総事業費と地方債残高 ②償還と補助等の見通し ③香芝・王寺環境施設組合への請求	(3) 市長 ③副市長 担当者

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

(1) 旭ヶ丘特定土地区画整理事業の換地処分等の効果検証について

旭ヶ丘特定土地区画整理事業は、昭和 59 年 3 月 1 日に事業認可（香芝市旭ヶ丘土地区画整理組合（以下「本件組合」という。）設立）を受け、約 25 年の事業期間を経て本件組合が解散に至っている（補足資料 1 参照）。他の区画整理事業と異なり、本件組合の事業期間が長期化した原因是、事業経費の多大な不足から債権者（銀行等）への債務不履行により、事業経費の資源となる保留地の売却益を、事業に充当できなくなった等が主因であった。

また本件組合は、たしか平成 15 年ごろと記憶するが、その不足する事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収する（土地区画整理法第 40 条）ことが決定される。参加組合員以外の組合員とは、参加組合員から仮換地の土地を購入した者（以下「新住民」という。）を指し、マスコミ等では「新住民への賦課金問題」、「地獄のニュータウン」などと全国的に報道された。

しかし、本件事業が破綻するとなれば、仮換地及び保留地は登記すらできず、区画整理地内の一画にすぎず、売却すらできない土地となってしまう虞がある。また、事業半ばであり換地処分すらできず、市への移管すらできない事になる。しかし当時の香芝市からは、何の支援又は助言すらもなかつたのである。そこで新住民は自ら対策本部を立ち上げ、本件事業の再開と理不尽な賦課金の徴収の破棄及び債権者と本件組合の調定条件の調整を目的とし、各協議事項の詳細な説明は除くが、平成 16 年には債権者から多大な債権を放棄、参加組合員以外からの賦課金徴収の破棄及び換地処分並びに事業完成に係る経費支出等を条件に、調停案の合意することに至ることができた。約 2 年間の集中した交渉及び協議であったが、合意により換地処分により新住所もでき、道路等も市に移管することで本件組合の事件は解消し、旭ヶ丘や周辺の開発も一気に進むこととなった。

もし、旭ヶ丘ニュータウンの住民が対策本部を立ち上げ、自ら交渉、協議及び解決を行わなければ、人口の増加や市税等の增收もなかつたものと思慮する。そこで、旭ヶ丘における換地処分決定後の具体的な数値等を、検証のために以下に質問するものとする。

①旭ヶ丘ニュータウン等の人口増加数

平成 15 年度以降の旭ヶ丘ニュータウン及びその周辺の人口増加の累計数を示されたい。

②人口増加による税収増加額

平成 15 年度以降の旭ヶ丘ニュータウン内及びその周辺の固定資産税、住民税の増加した累計額を示されたい。

③人口増加による利便性等向上の投資額

検証結果の予想から、旭ヶ丘ニュータウンの事業破綻の危機を脱したことから、大きな人口増及び增收効果をもたらしていた場合、旭ヶ丘ニュータウン等への投資額との整合性の確認を行いたい。そこで、平成15年度以降の、旭ヶ丘ニュータウン等への投資額（義務的経費は除く）を示されたい。

（2）二上駅北側ロータリーの停車スペース拡大について

二上駅北側のロータリー及び都市計画道路の整備は、本件組合事業のアクセスの利便性向上、旭ヶ丘ニュータウンの宅地の利用価値を高めることを目的とし、整備されたものである。

都市計画道路である畠分川線に関しては、昭和58年度から平成元年度にかけ、総事業費409,779千円（本件組合負担金：116,190千円）、二上駅前線に関しては、昭和60年度から平成5年度にかけ総事業費1,932,024千円（本件組合負担金：551,888千円）、合計の総事業費2,341,803千円（本件組合負担金：668,078千円）を費やし旭ヶ丘ニュータウンのアクセス向上等のため整備されたものである。

しかし、現状では人口増加や車社会の影響もあり、以前から二上駅北側ロータリーにおける停車スペースの拡張を求める声を多く聞く。通勤や子ども達の通学における送迎で、多くの市民から生活に係る利便性の向上が強く求められており、停車スペースの拡張を要望するものであり、以下の質問に香芝市の見解を示されたい。

①近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画の内容

香芝市ホームページに「近鉄大阪線二上駅北側駅前広場再整備計画（以下「本計画」という。）」が示される。本計画資料の2頁に掲載される整備イメージのイラスト（上段）（補足資料2参照）では、議会において審議すらされていないイメージ図が掲載されている。交番所の北側の芝生公園については、議会で予算を議決しているが、イメージ図北側の芝生スペースについては、一切審議すらされていない。令和7年9月議会でも、議会の議決を得ていない事業が香芝市ホームページに掲載されていた事件について、その是非を複数の議員から質されていたが、同様の事象とも受け取ることができる。その理由について、説明されたい。

②二上駅北側ロータリーが縮小している趣旨

香芝市ホームページに「本計画」が示される。本計画資料の2頁に掲載される整備イメージのイラスト（上段）では、二上駅北側のロータリーが大幅に縮小されている（補足資料2参照）。この縮小したロータリーのイラストを掲載している意図は分からぬが、旭ヶ丘ニュータウンから駅へのアクセス向上や、宅地の利用価値を高めることを目的として国庫支出金ま

で受けて補助事業として整備したロータリーの設置目的とは完全に異なる。計画資料の1頁には、「公共施設や商業施設もない今まで発展が見られない。」及び2頁上段には、「歩行者が利用できる飲食スペースや子どもたちの遊び場を整備し、マルシェや地場産品物産展を開催してにぎわいを創出し、周辺地域の活性化を図る。」と記される。これらの理由は、旭ヶ丘ニュータウンのアクセス向上等の設置目的とは大きく異なることは明らかである。これらについて質問する。

③他の駅前整備との比較

本件組合は、区画整理事業の補助事業により駅前ロータリー等の整備が行われた。その他の香芝市内における駅前ロータリー等の整備を伺うと、近鉄五位堂駅北側ロータリー、JR 志都美駅前ロータリー、二上駅南側ロータリーなどは、区画整理事業の補助事業にて整備されたものと思える。それ以外に同事業にて整備された駅前ロータリーがあれば、助言戴きたい。

また、同事業による整備は、交通アクセスの利便性の向上等の目的を持ち整備され、その財源は国庫支出金等の補助を受けながら、単独分については土地の減歩などにより財源を捻出している。その場合、同事業者の負担を考えると、駅前のロータリー整備の負担は異なることが分かる。これらの論拠について質問する。

（3）香芝市スポーツ公園プールの償還等について

香芝市スポーツ公園プール（以下「プール」という。）は、香芝・王寺環境施設組合の焼却場建設による周辺地域への地元対策として、要望事項の一つとして建設された施設である。令和8年には開業すると聞き及ぶが、その総事業費等の詳細の確認を行うものである。また、香芝・王寺環境施設組合が建設費を負担する事業であるので、その経費の債権の請求は何時から組合に行うのかも併せて示されたい。

①プールの総事業費と地方債残高

プール建設に要した総事業費と、その起債分を上乗せした（起債発行予定がある場合は、それも含む。）地方債残高を示されたい。

②償還と補助等の見通し

プール建設に発行した起債の償還計画を示されたい。また、それらに償還に係る補助等（交付金含む）の額と率を示されたい。

③香芝・王寺環境施設組合への請求

プールの一部の償還は既に始まっていると聞き及ぶが、この事業費の債務者である香芝・王寺環境施設組合への負担金の請求は、何時から行われるのか示されたい。併せて、その返済される額と返済計画の詳細も示されたい。

補足資料 1

香芝市における土地区画整理事業

事業の名称	西真美ヶ丘土地区画整理	真美ヶ丘土地区画整理事業	香芝白鳳台土地区画整理事業
施行者	西真美ヶ丘土地区画整理組合	住宅都市盤整備公団	香芝白鳳台土地区画整理組合
事業認可（組合設立）	昭和47年3月7日	昭和48年3月5日	昭和57年8月25日
施行面積	42.3ha	297.6ha（香芝市域103.0ha）	23.4ha
事業期間	昭和46年度～昭和54年度	昭和47年度～平成3年度	昭和57年度～平成元年度
計画戸数、人口	1,100戸、4,300人	10,000戸、40,000人（香芝市域3,100戸、12,300人）	587戸、2,348人
平均減歩率	38.90%	42.00%	35.00%
総事業費	38億7613万円	583億2303万円	42億3013万円

事業の名称	五位堂駅前北土地区画整理事業	高山台特定土地区画整理事業	旭ヶ丘特定土地区画整理事業
施行者	香芝市	香芝市高山台土地区画整理組合	香芝市旭ヶ丘土地区画整理組合
事業認可（組合設立）	昭和61年3月3日	平成5年9月7日	昭和59年3月1日
施行面積	15.1ha	43.5ha	78.7ha
事業期間	昭和60年度～平成10年度	平成5年度～平成12年度	昭和58年度～平成19年度
計画戸数、人口	383戸、1,417人	1,200戸、4,800人	2,100戸、7,900人
平均減歩率	28.20%	56.50%	46.80%
総事業費	54億3484万円	152億4791万円	301億36万円

事業の名称	志都美駅西土地区画整理事業	五位堂駅前北第二土地区画整理事業
施行者	香芝市	香芝市
都市計画決定	平成17年11月22日	昭和46年12月28日
事業計画決定	平成18年4月7日	平成13年2月19日
施行面積	1.2ha	17.6ha
施行期間	平成18年度～平成23年度	平成12年度～平成27年度
計画戸数、人口	31戸、120人	550戸、1,800人
平均減歩率	43.83%	29.05%
総事業費	3億2579万円	48億9300万円

※出典：香芝市HP (<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/25/2297.html>)

近鉄大阪線二上駅前北側駅前広場再整備計画（2頁上段図）

図 1



近鉄二上駅北側ロータリー図



※香芝市都市計画図から抜粋及び一部変更